

事 務 連 絡
令 和 2 年 10 月 27 日

公益社団法人 日本診療放射線技師会 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

眼の水晶体に受ける等価線量限度の改正に係る具体的事項等について

標記について、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、その内容について御了知いただくとともに、関係者へ周知いただきますようお願いいたします。